

令和7年度 船橋市立法典東小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等の対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、ぜったいにいじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ・学校生活全般において、「生徒指導の機能を生かした教育活動」の実践に努める。
- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた**道徳教育及び体験活動等の充実**を図る。
- ・保護者並びに地域住民その他の**関係者との連携**を図る。
- ・いじめ防止のために、学級、学年、児童会活動等の場で**児童が主体的に行う活動**に対する支援を行う。
- ・いじめ防止のための規範意識を育成するために、**全校や各学年が集まる場**で教師や児童が話をする機会をできるだけ設ける。また、いじめ防止を訴える**校内の掲示環境**を増やす。

② いじめの早期発見のための措置

- ・在籍する全児童に対する**定期的なアンケート調査**を全校で一斉に、**年3回実施**する。
- ・**子どものサインに気付く**ように、児童の観察や声掛け、日記など各学級担任を中心に行う。
- ・児童の様子について、生徒指導部会やいじめ対策委員会以外にも、管理職も含めて、教員同士の**情報交換を活発にし、風通しのよい職場づくり**に努める。
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう**相談体制の整備**を行う。スクールカウンセラーや外部の相談機関の情報も紹介する。

③ いじめの防止等のための教職員の資質の向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を計画し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。文科省、県・市教育委員会作成資料他、職員相互に情報提供をする。
- ・学年会や生徒指導部会等での問題の情報を共有し、対応を協議する機会を増やす。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・インターネットを使用する際に、**情報モラル**として、人を中傷する言葉を使ってはいけないことや、それを見たらすぐに知らせることを児童に指導する。
- ・インターネットを通じて行われるいじめやその防止策について、**職員で研修し、保護者や地域にも啓発**する。ネットパトロールについても周知する。
- ・保護者が児童の携帯電話やインターネットの使用状況を把握することの重要性を知らせる。放置するといじめが行われる危険性があることも周知する。

(2) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「**いじめ対策委員会**」を設置する。
＜構成員＞ 校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、専科、各学年生徒指導担当、特別支援教育コーディネーター、（教務主任、学年主任、部活動担当者、担任、**スクールカウンセラー、道徳推進教師**他）
＜活 動＞ アンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。いじめ事案に対する対応に関すること。
＜開 催＞ いじめにつながるようなときは必要に応じて開催、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、**すみやかに事実の有無の確認**を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を**迅速に、継続的**に行う。
- ・いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・いじめを受けたりいじめを行ったりした児童以外に、**傍観者**やはやしたてる児童についての**適切な指導**を行い、好ましい**集団活動**を取り戻すようにする。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、船橋市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合やその疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ その後の対応については、船橋市教育委員会や所轄警察署の協力を得ながら、連携して方針を検討していく。

(4) 不登校重大事態に対する学校における対応

※「不登校重大事態」とは「いじめによる当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事態」である。

※不登校重大事態に該当するか否かは「児童等が相当の期間（30日を目安）学校を欠席」した時点で判断する。

不登校重大事態に該当すると判断した場合、以下の対応を行う。

- ① 不登校重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための聴取による調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、対象児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

※欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合、30日に至る前の段階から教育委員会に報告・相談するとともに、準備作業（アンケート・指導記録の確認）を行う必要がある。

(5) 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、自校の取り組みを評価する。

- ①いじめの早期発見をするための取り組みに関すること。
- ②いじめを未然に防止するための取り組みに関すること。

※発生後の初期対応から、時系列で記録を残し、いじめ対策委員会で確認後、報告・提供する。

3 その他

(1) いじめ防止のための年間計画（感染対策の関係でこの通りにならないこともあります。）

月	主な行事等	いじめ防止対策として	定例会議として
4月	始業式 入学式 学級懇談会	・ 全校、学年、学級のめあて、約束等の確認 ・ 休み時間のきまり、給食のきまり等の徹底 ・ 異学年交流の機会、グループ編成	生徒指導部会（いじめ対策委員会） 職員会議
5月	運動会	・ 児童の実態把握・情報収集・情報共有 ・ 運動会への取り組み	生徒指導部会（いじめ対策委員会） 職員会議
6月	水泳学習 土曜参観 宿泊学習（5年生）	・ 児童の実態把握・情報収集・情報共有 ・ 道德教育の充実 ・ 学校生活アンケートの実施（1回目）	生徒指導部会（いじめ対策委員会） 職員会議
7月	全校集会 夏季休業 個人面談	・ 児童の実態把握・情報収集・情報共有	生徒指導部会（いじめ対策委員会） 職員会議
8月	夏季休業	・（部活動等で児童の実態把握）	
9月	全校集会 修学旅行（6年生）	・ 児童の実態把握・情報収集・情報共有	生徒指導部会（いじめ対策委員会） 職員会議
10月	前期終了 後期開始 授業参観	・ 児童の実態把握・情報収集・情報共有 ・ 全校、学年、学級のめあて、約束等の確認	生徒指導部会（いじめ対策部会） 職員会議
11月	音楽会	・ 児童の実態把握・情報収集・情報共有 ・ 道德教育の充実	生徒指導部会（いじめ対策委員会） 職員会議
12月	全校集会 冬季休業	・ 児童の実態把握・情報収集・情報共有 ・ 学校生活アンケートの実施（2回目）	生徒指導部会（いじめ対策委員会） 職員会議
1月	全校集会 授業参観	・ 児童の実態把握・情報収集・情報共有	生徒指導部会（いじめ対策委員会） 職員会議
2月	6年生を送る会 授業参観 学級懇談会	・ 児童の実態把握・情報収集・情報共有	生徒指導部会（いじめ対策委員会） 職員会議
3月	卒業式 修了式	・ 児童の実態把握・情報収集・情報共有 ・ 学校生活アンケートの実施（3回目） ・ 全校、学年、学級の目標、約束などの見直し	生徒指導部会（いじめ対策委員会） 職員会議

(2) 保護者・地域との連携

- ① 登下校時の保護者による見守り当番
 - ・ 通学路のポイントに立ったり、引率をしたりして、児童を見守り、声をかける。
- ② 「はちのこお助け隊」による活動
 - ・ 「読み聞かせボランティア」の保護者が、児童に本の読み聞かせを行う。
- ③ 「法東っ子守り隊」の活動
- ④ 総合的な学習の時間やクラブ活動、書写の学習などで、地域の方を講師として招聘する。

※上記の活動を通じて、保護者や地域の方と児童をつなぎ、いじめの未然防止、早期発見に役立てる。

◎「いじめ防止基本方針」は、今後のいじめ対策委員会において対策の詳細についてPDCAサイクルで検証していく。